

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会

第 1 回式典・会場専門委員会

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

令和 7 年 9 月

書面開催

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会
第1回式典・会場専門委員会

目 次

1 委員名簿	・・・ 2
2 報告事項	
(1) 式典・会場専門委員会 委員の変更について	・・・ 3
(2) 第82回国民スポーツ大会の開催地及び会期の決定並びに第27回全国障害者スポーツ大会の 開催地の決定について	・・・ 4
(3) 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会の設置について	・・・ 5
(4) 式典基本計画の策定について	・・・ 15
(5) 開・閉会式会場等準備基本計画の作成について	・・・ 16
(6) 第82回国民スポーツ大会 総合閉会式会場の変更について	・・・ 17
(7) 第82回国民スポーツ大会冬季大会 各競技会開始式・表彰式会場の検討状況について	・・・ 19

式典・会場専門委員会 委員名簿

(委員は順不同、敬称略)

職 名	氏 名	所属・役職等
委 員 長	平野 吉直	国立大学法人信州大学 名誉教授・特任教授
副委員長	築山 秀夫	公立大学法人長野県立大学グローバルマネジメント学部 教授
委 員	奥村 達夫	一般財団法人佐久市文化事業団 元常務理事 佐久市コスモホール 元館長兼芸術監督
〃	堀内 光晴	公益財団法人長野県スポーツ協会 事務局長
〃	高池 武史	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 常務理事兼事務局長
〃	竹中 雅幸	長野県レクリエーション協会 会長
〃	石川 政好	長野県小学校長会 幹事長
〃	加藤 浩	長野県中学校長会 幹事長
〃	腰原 智達	長野県高等学校長会 副会長（中信地区会長）
〃	佐藤 純也	長野県私立中学高等学校協会 理事
〃	中原 直樹	長野県特別支援学校校長会 幹事長
〃	中村 雅夫	長野県合唱連盟 理事長
〃	武井 淳一	長野県吹奏楽連盟 副会長 長野県高等学校文化連盟吹奏楽専門部 専門部会長
〃	南澤 謙次	長野県警察本部警務部広報相談課 課長 長野県警察音楽隊 隊長
〃	山本 晋司	一般財団法人長野県文化振興事業団 常務理事
〃	藤田 正洋	日本放送協会長野放送局 コンテンツセンター長
〃	宇留賀 智	松本市スポーツ部国スポ・全障スポ企画課 課長
〃	吉池 重則	長野県警察本部警備部警備第二課 首席参事官兼課長
〃	秋山 雄一郎	長野県県民文化部文化振興課 課長
〃	井澤 克行	長野県観光スポーツ部スポーツ振興課 課長
〃	藤木 拓道	長野県教育委員会事務局義務教育課 参事兼課長
〃	柳沢 忠男	長野県教育委員会事務局高校教育課 参事兼課長
〃	神津 公洋	長野県教育委員会事務局特別支援教育課 課長

計 23名

式典・会場専門委員会委員の変更について

(委員は順不同、敬称略)

職 名	新任者	旧任者	所属・役職等
委 員	堀内 光晴	伊東 一雄	公益財団法人長野県スポーツ協会 事務局長
〃	高池 武史	月岡 俊明	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 常務理事兼事務局長
〃	腰原 智達	鳥谷越 浩子	長野県高等学校長会 副会長（中信地区会長）
〃	中原 直樹	勝又 和彦	長野県特別支援学校校長会 幹事長
〃	—	込山 善仁	長野県警察音楽隊 楽長
〃	南澤 謙次	—	長野県警察本部警務部広報相談課 課長 長野県警察音楽隊 隊長
〃	藤田 正洋	竹之下 茂	日本放送協会長野放送局 コンテンツセンター長
〃	—	山本 茂	松本市スポーツ本部スポーツ事業推進課 課長
〃	宇留賀 智	—	松本市スポーツ部国スポ・全障スポ企画課 課長
〃	吉池 重則	渡邊 禎治	長野県警察本部警備部警備第二課 参事官兼課長
〃	秋山 雄一郎	水上 俊治	長野県県民文化部文化振興課 課長
〃	藤木 拓道	小池 徳男	長野県教育委員会事務局義務教育課 参事兼課長
〃	柳沢 忠男	清水 寛	長野県教育委員会事務局高校教育課 参事兼課長

第 82 回国民スポーツ大会の開催地及び会期の決定並びに 第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について

令和 7 年 7 月 16 日（水）に開催された公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、第 82 回国民スポーツ大会の開催地及び大会会期が決定した。

併せて、第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催も決定した。

○第 82 回国民スポーツ大会の開催地及び会期の決定

開催地：長野県

会 期：令和 10 年 10 月 1 日（日）～10 月 11 日（水）

○第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定

開催地：長野県

※会期は、公益財団法人日本パラスポーツ協会及びスポーツ庁と協議中

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会の設置について

1 趣旨

令和7年7月に、第82回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第27回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）の開催が正式決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、開催県として「実行委員会」を設置するもの。（準備委員会を実行委員会に改組する。）

○国民スポーツ大会開催基準要項

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

（1）開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する

2 実行委員会の概要

（1）名称

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会

（2）組織

現行の県準備委員会の総会、常任委員会及び各専門委員会を引き継ぐとともに、「募金・企業協賛推進委員会」「県外競技会運営委員会」を新たに設置する。

（3）委員構成

現行の県準備委員会委員に以下の団体等の代表者を追加する。（重複する団体は除く。）

- ・国スポデモンストレーションスポーツ競技関係機関及び団体
- ・全障スポオープン競技関係機関及び団体

3 会則等の改正

組織名称を変更するとともに、「募金・企業協賛推進委員会」「県外競技会運営委員会」に関する事項の追加に伴い、「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則」を全部改正する。

また、長野県準備委員会においてこれまでに、決定された方針、計画及び関係諸規程等については、以下のとおり読み替える旨を附則で規定し、実行委員会へ引き継ぐものとする。

① 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会

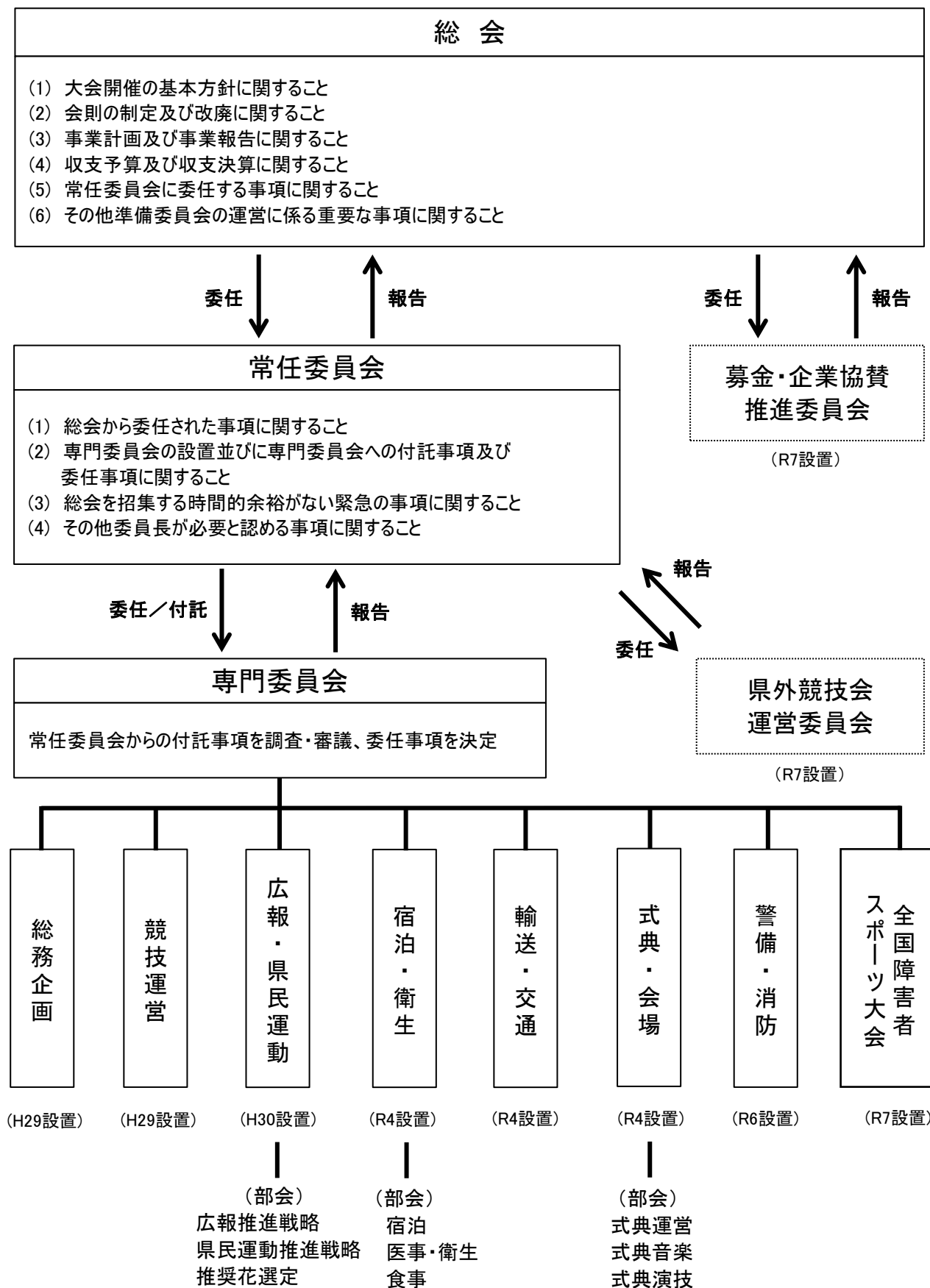
⇒ 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会

② 準備委員会

⇒ 実行委員会

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会 構成図

(事務局: 観光スポーツ部 国スポ・全障スポ大会局)



信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、令和10年（2028年）の第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を長野県において開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
- (2) 大会における実施競技及び会場の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他大会開催準備に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県及び市町村の代表者及び職員
- (2) 県及び市町村の議会の議員
- (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会開催準備に関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 10人以内
- (3) 常任委員 60人以内
- (4) 監事 3人以内

(役員を選任)

第6条 会長は、長野県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が選任する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員及び監事に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された」とあるのは「選任された」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項から第3項までの規定は、顧問及び参与について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 募金・企業協賛推進委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 県外競技会運営委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会開催の基本方針に関すること。

- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算及び収支決算に関すること。
 - (5) 常任委員会及び募金・企業協賛推進委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が総会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により総会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった委員を総会に出席したものとみなす。
- 8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を行う。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、及び決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。
 - (3) 県外競技会運営委員会の設置及び県外競技会運営委員会への委任事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、常任委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 9 前条第5項から第7項までの規定は、常任委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副委員長及び常任委員」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

（募金・企業協賛推進委員会）

第13条 募金・企業協賛推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、会長が委嘱する推進委員をもって構成する。

- 2 推進委員会は、総会から委任された事項を決定し、その結果を必要に応じて総会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、推進委員会に関し、必要な事項は、総会に諮り、別に定める。

- 4 第8条第1項及び第2項の規定は、推進委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「推進委員」と読み替えるものとする。
(専門委員会)

第14条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査審議し、及び委任された事項を決定し、それらの結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条第1項及び第2項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

(県外競技会運営委員会)

第15条 県外競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項を決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条第1項及び第2項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「運営委員」と読み替えるものとする。

第4章 専決処分

(専決処分)

- 第16条** 会長は、特に緊急を要するため総会を招集し、若しくは書面により総会を開催する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が総会の権限に属する事項で特に軽易なものと認めるときは、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。
- 3 前2項の規定は、常任委員会委員長の専決処分について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「総会」とあるのは「常任委員会」と読み替えるものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第18条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(収支予算及び収支決算)

第19条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

- 2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 20 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 補則

(委任)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 22 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、令和 7 年 8 月 25 日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の役員、委員、顧問若しくは参与又は各専門委員会の専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問若しくは参与又は各専門委員会の専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現にある第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の方針、計画等については、実行委員会において決定されたものとみなし、これらの文章中「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」とあるのは「信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会」と読み替えるものとする。
- 4 この会則の施行の日に限り、第 10 条第 4 号に掲げる専門委員会及び第 5 号に掲げる県外競技会運営委員会に関し必要な事項については、第 14 条第 3 項及び第 15 条第 3 項の規定に関わらず、会長が総会に諮り、別に定めるものとする。

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則第14条第3項の規定により、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

第2条 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 委員長及び副委員長は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、委員会に出席できない副委員長及び委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該副委員長及び委員は、出席したものとみなす。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が委員会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により委員会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった副委員長及び委員を委員会に出席したものとみなす。

5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年8月25日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の各委員会の委員長若しくは副委員長又は部会の委員である者は、それぞれ各委員会の委員長若しくは副委員長又は部会の委員に委嘱されたものとみなす。

(別表) (第2条関係)

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 競技会場地市町村及び競技施設 の選定に関すること（デモン ストレーションスポーツ及びオー プン競技に係るものを除く。） 3 総合開・閉会式会場の選定に関 すること。 4 県及び競技会場地市町村の業務 分担・経費負担方針に関する こと。 5 競技施設の整備計画に関する こと。 6 他の専門委員会に属さない重 要な事項に関する こと。	1 総合的な計画の推進に関する こと。 2 文化プログラムに関する こと。 3 他の専門委員会に属さない事 項に関する こと。
競技運営 専門委員会	1 競技運営等基本的事項に関する こと（全国障害者スポーツ大会 に係るものを除く。以下この項 において同じ。） 2 競技運営に係る計画の立案に 関すること。 3 競技用具の整備計画に関する こと。 4 デモンストレーションスポーツ の実施競技、競技会場地市町村 及び競技施設の選定に関する こと。 5 その他競技運営に係る重要な 事項に関する こと。	1 競技運営に係る計画の推進に関 すること（全国障害者スポーツ大 会に係るものを除く。以下この項 において同じ。） 2 大会実施競技に関する こと。 3 競技役員等の養成及び編成に 関すること。 4 競技用具整備の推進に関する こと。 5 競技記録に関する こと。 6 リハーサル大会に関する こと。 7 その他競技運営に関する こと。

広 報・県 民 運 動 専 門 委 員 会	1 広報の基本的事項に関する事 2 県民運動の基本的事項に関する事 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関する事	1 広報及び啓発の実施に関する事 2 県民運動の推進に関する事 3 愛称・スローガン、マスコット等に関する事 4 報道機関との調整に関する事 5 記録映像及び記録写真に関する事 6 その他広報及び県民運動に関する事
宿 泊・衛 生 専 門 委 員 会	1 宿泊の基本的事項に関する事 2 医事・衛生の基本的事項に関する事 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関する事	1 宿泊業務に関する事 2 標準献立及び食品調達に関する事 3 医療救護及び防疫に関する事 4 食品衛生及び環境衛生に関する事 5 その他宿泊及び医事・衛生に関する事
輸 送・交 通 専 門 委 員 会	1 輸送及び交通の基本的事項に関する事 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関する事	1 全国輸送に関する事 2 開・閉会式等の輸送に関する事 3 競技会場地の輸送に関する事 4 その他輸送及び交通に関する事
式 典・会 場 専 門 委 員 会	1 式典及び開・閉会式等の会場の基本的事項に関する事 2 その他式典に係る重要な事項に関する事	1 開・閉会式等の企画及び運営に関する事 2 式典音楽に関する事 3 式典演技に関する事 4 大会旗・炬火リレーに関する事 5 開・閉会式等の会場の管理に関する事 6 その他式典に関する事
警 備・消 防 専 門 委 員 会	1 警備及び消防防災の基本的事項に関する事 2 その他警備及び消防防災に係る重要な事項に関する事	1 警備及び消防防災に係る計画の推進に関する事 2 その他警備及び消防防災に係る事項の推進に関する事
全 国 障 害 者 ス ポー ツ 大 会 専 門 委 員 会	1 全国障害者スポーツ大会の基本的事項に関する事 2 オープン競技の実施競技及び会場地市町村の選定に関する事 3 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関する事	1 全国障害者スポーツ大会の競技に関する事 2 その他全国障害者スポーツ大会に関する事（他の専門委員会の委任事項に属するものを除く。）

信州やまなみ国スポ・全障スポ 式典基本計画の策定について

1 趣旨

令和4年度に策定した「式典基本方針」及び令和5年度に策定した「開催基本構想」を踏まえ、両大会の開・閉会式、各競技会表彰式及び炬火イベントの内容について基本的な考え方を明示し、式典準備の円滑な推進を図るために策定するもの。

2 式典基本計画の項目等

式典基本計画の各項目については、式典運営部会、式典音楽部会及び式典演技部会ごとに検討の上、式典・会場専門委員会で審議し、常任委員会で決定する。

各項目の検討部会は次のとおり。

項目（案）	検討部会
式典基本計画の策定にあたって	—
1 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の概要	—
2 式典の概要 ・式典テーマ ・式典の基本的な考え方	式典運営部会
3 総合開会式・開会式 ・基本的な考え方 ・オープニングプログラムの基本的な考え方 ・エンディングプログラムの基本的な考え方 ・次第の構想	式典運営部会
4 総合閉会式・閉会式 ・基本的な考え方 ・オープニングプログラムの基本的な考え方 ・ファイナルステージの基本的な考え方 ・次第の構想	式典運営部会
5 式典音楽 ・基本的な考え方 ・式典音楽隊編成の構想 ・使用曲の構想	式典音楽部会
6 式典演技 ・基本的な考え方 ・出演者の構想	式典演技部会
7 各競技会表彰式 ・基本的な考え方 ・企画・運営の実施主体 ・内容 ・実施上の留意点 ・その他	式典運営部会
8 その他	式典運営部会

3 策定スケジュール（案）

- R7.7～8月 式典運営・音楽・演技部会を開催し、式典基本計画（素案）を検討
 R7.12月 式典運営・音楽・演技部会を開催し、式典基本計画（案）を検討
 R8.1月 式典・会場専門委員会を開催し、式典基本計画（案）を審議
 R8.2月 常任委員会を開催し、式典基本計画（案）を決定

開・閉会式会場等準備基本計画について

1 本計画の趣旨

第 82 回国民スポーツ大会（国スポ）・第 27 回全国障害者スポーツ大会（全障スポ）の開・閉会式の円滑な運営に向けて、開・閉会式会場となる松本平広域公園における仮施設整備の考え方や会場全体のゾーニング、参加者の動線等を検討・整理することにより、今後の設計作業の基本となる準備計画を作成する。

2 本計画の内容

（１）国スポ・全障スポの開・閉会式会場等準備基本計画の作成に向けた検討

- ア 開・閉会式会場等となる松本平広域公園陸上競技場の状況調査
- イ 開・閉会式会場等に関する前提条件等の整理
- ウ 開・閉会式会場等整備の基本的な考え方の検討
- エ ゾーニング計画及び動線計画の検討
- オ 会場装飾及びユニバーサルデザインの考え方の検討
- カ 会場転換計画、整備スケジュール（年次計画）及びコスト削減策の検討
- キ 開・閉会式会場等整備に係る課題の抽出及び課題対応策の検討
- ク 荒天時の開・閉会式会場整備の検討

（２）国スポ・全障スポの開・閉会式会場等準備基本計画（案）の作成

（１）の検討結果を踏まえ、準備基本計画の素案、中間案及び案を作成する。

（３）国スポ・全障スポの開・閉会式会場等準備基本計画作成業務委託報告書の作成

検討・整理した内容及び検討に用いた基礎資料を報告書としてまとめる。

3 策定に向けたスケジュール（予定）

（１）開・閉会式会場等準備基本計画及び業務委託報告書の納品スケジュール

成果品	素案	中間案	案	最終版
納品日	9 月 27 日	11 月 28 日	12 月 24 日	3 月 23 日
備考	滋賀国スポ前	式典・会場専門委用	常任委員会用	総会用

※最終版完成までに 6 回の打ち合わせ会議を実施予定

（２）令和 8 年度以降のスケジュール

年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
実施業務	基本設計	実施設計	設営・監理・撤去
業務内容 （予定）	●ゾーニング・動線計画 ●全体配置・平面図 ●基本図面作成 ●会場サイン計画 ●通信設備・電気設備・給排水設備計画 ●仮設建築物検討 ●整備工程計画 ●備品リスト作成 ●概算工事費の算出 ●各関係機関との調整	●ゾーニング・動線計画 ●全体配置・平面図 ●詳細図面作成 ●会場サイン詳細設計 ●通信設備・電気設備・給排水設備詳細設計 ●仮設建築物の詳細設計 ●整備工程計画詳細計画 ●転換計画 ●備品レイアウト図作成 ●工事費の算出 ●各関係機関との調整	●建築確認申請業務 ●消防関係申請業務 ●施工図作成 ●転換計画 ●各関係機関との調整 ●その他設営、監理、撤去

第82回国民スポーツ大会 総合閉会式会場の変更

第 82 回国民スポーツ大会の総合閉会式会場を、次のとおり変更する。

式典	市町村	開催予定施設	
		変更前	変更後
総合閉会式	松本市	長野県松本平広域公園陸上競技場	キッセイ文化ホール (長野県松本文化会館)

【変更理由】

本県の総合閉会式で見込まれる役員・選手団の参加者数に見合ったコンパクトな式典運営が可能であり、天候の影響を受けず円滑に式典の開催ができるため。

キッセイ文化ホールの概要等について

● キッセイ文化ホールの概要（松本市水汲 69-2）

施設		 
大ホール	座席	2,000席
	舞台	間口18m×奥行22m
駐車場		660台
バス乗降場		あり
バス待機所		あり
皇室御臨席		サトウ・キリン・フェスティバル松本 (天皇皇后両陛下)

● キッセイ文化ホールで総合閉会式を開催することの利点

- ▶ 信州やまなみ国スポの総合閉会式に参加が見込まれる役員・選手団や招待者等が着席できる座席数を有していること。
- ▶ 大会役員等が登壇できる十分な広さの舞台を有していること。
- ▶ 乗用車で来場が見込まれる台数が駐車可能であること。
- ▶ 選手団や大会役員等を輸送するバスの乗降場と待機所を敷地内に確保できること。
- ▶ 駐車場等の分散を避けられるため、交通誘導等に係る人員配置が効率的にできること。

信州やまなみ国スポ冬季大会 各競技会開始式・表彰式会場の検討

1 信州やまなみ国スポ冬季大会の概要

- (1) 開催時期 令和10年(2028年)1月～2月を予定(会期はR7.12月に決定見込)
- (2) 実施競技 正式競技3競技(スキー、スケート、アイスホッケー)
- (3) 会場地市町村等の選定状況

No.	競技・種目	種別	市町村	開催予定施設
1	スキー	ジャイアントスラローム	飯山市	戸狩温泉スキー場
		スペシャルジャンプ		市営飯山シャンツェ
		コンバインド		市営飯山シャンツェ 長峰クロスカントリースキーコース
		クロスカントリー		長峰クロスカントリースキーコース
2	スケート	スピードスケート	長野市	エムウェーブ (長野市オリンピック記念アリーナ)
		フィギュアスケート		ビッグハット (長野市若里多目的スポーツアリーナ)
		ショートトラック	南牧村	帝産アイススケートトレーニングセンター
3	アイスホッケー	成年男子 少年男子	岡谷市	やまびこの森アイスアリーナ (岡谷市やまびこアリーナ)
			軽井沢町	軽井沢風越公園アイスアリーナ

2 冬季大会各競技会開始式・表彰式会場の検討状況

(公財)日本スポーツ協会が定める国民スポーツ大会開催基準要項の規定に基づき、冬季大会の各競技会において、県準備委員会が開始式・表彰式の企画・運営に当たります。

開始式・表彰式会場は総務企画専門委員会の審議を経て、常任委員会で決定します。また、運営や演出に係る事項については式典・会場専門委員会と関係する部会において審議し決定します。

現在の開始式・表彰式会場の検討状況は次のとおりです。

競技	式典	市町村	候補施設
スケート・ アイスホッケー	開始式	長野市	ホクト文化ホール(長野県県民文化会館)
	表彰式		エムウェーブ (長野市オリンピック記念アリーナ)
スキー	開始式	飯山市	飯山市文化交流館なちゅら
	表彰式		トピアホール (飯山市戸狩農林漁業体験実習館)

3 会場選定に係る今後のスケジュール(案)

- R8. 1 総務企画専門委員会 国スポ冬季大会開始式・表彰式会場(案)を審議
- R8. 2 常任委員会 国スポ冬季大会開始式・表彰式会場(案)を決定